

今後における保育所のあり方（中間報告）

昭和51年12月16日

中央児童福祉審議会
保育対策特別部会

昭和51年度における保育所は、施設数は18,000カ所を超え、約179万人の保育が可能となっているが、なお、保育所の増設に対する要請は強く、また、その運営内容についても改善充実を求める要望が強く寄せられているところである。他方、保育所の運営については、幼稚園との関連も含めて基本的な問題を検討し、今後のあるべき姿を求めるべきであるとする声もある。

当部会は、まず保育所に寄せられている要望の背景となる社会的実態を的確に把握し、これに対する対応策を長期的かつ多面的な視野に立って考究するなかで、その対応策の一環として保育所のあるべき姿と望ましい行政の係り方を求める必要があると考えるものである。

このような観点から、昭和50年12月3日に開催された中央児童福祉審議会総会における審議の趣旨に沿って、当部会においては小委員会に於ける検討も含め、今後における保育所のあり方について審議を重ねてきたところであるが、現時点では最終的な結論を得るまでには至らなかった。

今後、保育需要の実態等について量的質的な把握、分析等を行うとともに保育問題に係る広い関連分野からの参加を得て、さらに検討を続ける必要があると考えるが、さしあたりこれまでの検討の結果を中間的にとりまとめたので、次のとおり報告する。

*

1 保育所は、現行の児童福祉法体系の下では、乳幼児をもつ家庭の両親が共働き、疾病などのために母親が保育に当たることができず、かつ、他に適当な育児担当者が得られない場合に、その乳幼児を保育する施設であると位置づけられている

が、最近の社会経済状況、特に母親の就労をめぐる状況には大きな変化が生じてきている。

すなわち、保育所が登場した契機は、わが国においても、また、諸外国においても、家計を維持するため母親が就労すること等により生じる保育需要に対応するためであったが、近年においては、母親の就労は家計維持のために加えて、より高い水準の消費生活を志向するため、専門的技能を生かすため、積極的な社会的活動の場を得るため等々極めて多様な動機に基づくものとなっており、この意味で現在の保育所に対する需要のなかには、主体的な選択によるものも含まれているといえよう。

また、このような母親の就労をめぐる状況の変化のほかにも、幼児の教育についての意識の変化、核家族化の進行に伴う両親の育児に対する不安感の増加等が従来とは異なった保育所に対する需要を生みだす要因となっており、また、乳幼児の生活環境の変化もその要因として見逃すことはできないであろう。さらに、これらの要員は、さまざまにからみあって現在の保育所への需要を形づくっているといえよう。

2 今後、保育所は、社会経済情勢の変化に対応して、その機能を充実させ、発展させていく必要があることは、当然であるが、現在の多様な需要の中には、他の方策により解決されることが適当と考えられるものもあるであろう。

今後における保育所のあり方を検討するためには、このように現実に保育所に寄せられている多様な需要の要因を分析し、これらの需要のうち保育所において対応すべきものを的確に把握し、現

実的漸進的な改善充実を含む適切な対応策を検討することが必要である。と同時に、これと併せて労働政策や他の福祉施策も含めた行政の立場からの係り方や地域住民の自発的活動による対応など多角的な対応策を検討し、これらを有機的に関連させる多様な選択が可能となるような方策の確立も検討される必要がある。

- 3 保育所は、従来は家庭における保育に欠ける乳幼児の保育を行う施設として位置づけられてきたのであるが、乳幼児は心身発達、人格形成等の面でその基盤をつちかう重要な時期にあり、また、次代を担うものであるから母親など保護者の事情のみでなく、乳幼児自身のためにその心身の健全な育成を積極的に図ることを目的とする施策として位置づけることを検討すべきであろう。乳幼児の心身の発達にとって必要とされる教育的配慮が保護者の事情により不均衡となることは不相当であり、その意味で保育所の幼児教育面での充実が従来にも増して重現されるべきである。

したがって、また、保育内容及び施設設備についても、今後その適切な改善向上が必要であって、このために必要な費用の支出についてはさらに一層の充実が図られるべきであり、また、保育所の運営について、熱意と高い識見を有する設置者と優れた資質と高い専門性を有する職員の確保、保育所の運営に必要な資産を十分に有すること等、適切かつ安定した経営の基盤が確保される必要がある。

なお、保育所における乳幼児の心身の発達、特にその社会性の発達に及ぼす集団での保育効果については、年齢差があるのでこれに対する対応方法については、きめ細かい配慮が必要とされよう。

- 4 就労の意志はもとより十分に尊重されるべきであり、母親が就労の機会を生かすことができるよう保育所等の社会的対応措置が十分に用意されることが望ましい。この場合に、母親の就労はその家庭の生計維持のため必須である場合と、いわゆる主体的な選択に基づいて行われる場合とが併存しているという事情を考慮し、均衡のとれた行政の係り方、費用負担のあり方等についても検討されるべきであろう。
- 5 保育所の改善充実を実現するには、保育所の機能と役割を十分遂行しうるすぐれた資質と高い専門性を有する保育職員を確保することがまず重要

であり、次の点に留意しながら漸次改善策を講じていく必要がある。

保育職員に必要とされる資質とその専門的役割を明確にするとともに、その養成研修体制の改善充実、資格制度の設定など専門職として位置づける方向を検討する。

施設長、主任保育士について、それぞれの職務と役割を明確にし、その資質の向上が図られるよう資格要件の設定、処遇の改善、研修方法等を充実する。

教育職員との均衡、調整を考慮し、長期的には資格要件の全部又は一部の相互切替が可能となるような方途を検討する。

なお、乳幼児の心身の健全な発達を図るためには、保育に男性職員が参加することもある面においては望ましいことであり、また、職業のあり方としても男性に対し保育職員となる途が閉ざされるべきではないので、この点については早急に改善措置が講じられるべきであろう。

- 6 これまで述べてきたような問題をふまえながら、今後長期的な視野に立って、新しい保育所の理念と役割を求めていかなければならないが、今後の社会経済情勢の中では、乳幼児の健全な成長発達にとって不可欠な教育及び養護の両面を有機的に組み合わせ、家庭の求める保育時間に弾力的に対応し得る保育所の機能は、ますます必要とされるであろうし、また、保育所の増設、保育時間帯の拡大、保育内容の改善等現に保育所に寄せられている多様な要望にも適切に応えていく必要がある。

また、新しい理念と役割を求めるに際しても、保育所がこれまで長年にわたって地域社会の中で根づいてきた実績と現状における保育所の機能と役割をふまえれば、単に理念的な検討のみではなく、保育所の現実的漸進的な改善充実が図られるべきであろう。

保育対策は次代を担う児童の健全な発達を図るうえで極めて大きな意味をもつものであり、また、保育所に必要な膨大な人的物的資源は最も適切に活用されなければならない。

この意味において保育所問題は、広く国民各層の間において幼稚園制度との関連も含めて十分な議論が積み重ねられ、広く国民一般の間で合意が得られる改善案が求められる必要がある。